令和７年（フ）第４９号
山口県周南市大字小松原2272番地
破産者　豊島　重則
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第５１号
東京都江戸川区南葛西１丁目１番32―306号
メイプル・ハイツ１
破産者　豊島　小織
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第１１４８号
福岡県那珂川市松木２―128　セフリー松木205号、開始決定時の住所福岡市西区周船寺２丁目16番33―105号　サンハウス
破産者　出口　希望
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２４７０号
福岡市西区野方２丁目５番８－１号　マノワールＡ棟201号
破産者　小田切信介
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３８０号
福岡県太宰府市連歌屋３丁目１番７号
シャーメゾン太宰府Ａ202号
破産者　齊田塗建こと　齊田　幸輝
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３８１号
福岡県太宰府市連歌屋３丁目１番７号
シャーメゾン太宰府Ａ202号
破産者　齊田　希空（旧姓梶原）
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６１７号
福岡県太宰府市朱雀１丁目１番13―913号
破産者　高松塗装こと　高松　知春
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３０号
福岡県春日市日の出町４丁目18番地　グランパレ春日405号
破産者　藤本工業こと　藤本　紘三
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９４４号
福岡市博多区西春町４丁目５番１―102号
ＢｅｌｌｅＬｅａｄ　西春町
破産者　中田　智樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６号
仙台市太白区長町６丁目15番20―104号、従前の住所仙台市太白区富沢２丁目15番１号　ユーミー富沢203
破産者　尾崎　優子
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９号
福島県須賀川市小作田字梨子木内７番地１
破産者　関根　　昇
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
福島県郡山市菜根三丁目26番16号　サーグランデー103号
破産者　太田　博己
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
横浜市神奈川区七島町４番地２
破産者　西田　　譲
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６７号
横浜市神奈川区菅田町883番地14　タナベハイツ102号
破産者　野出　治彦
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９０号
横浜市旭区南希望が丘55番地21
破産者　佐久間勝徳
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２５号
横浜市中区新山下２丁目８番１―203号
破産者　竹内　昭宏
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５１号
横浜市港北区大倉山４丁目37番14―101号
破産者　長島　俊夫
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７５号
横浜市港北区大倉山３丁目15番33―302号
破産者　大草　悦子
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部